

**大阪府立豊中高等学校能勢分校・農場内自動販売機設置事業者  
募集要項に係る仕様書**

**1 使用許可物件**

**【自動販売機設置】**

設置面積	台数	最低使用料 (年額・税抜)	その他(特記事項)
0.5㎡以上1.0㎡未満	1台	17,300円	○自動販売機の種類は次のとおり 飲料(ペットボトル・缶・紙パック) 1台 ※ いずれも密閉式に限る。

**2 経費の負担**

「募集要項3(3)イ光熱水費その他経費の計算方法等」は、次のとおりとします。大阪府(大阪府教育委員会教育長)が指定する期限までに全額納入してください。

**【光熱水費使用料計算式】**

子メーターが接続する親メーターにより学校が支払う月額電気料金×子メーターの表示する月間使用電力量(kW)÷当該親メーターの表示する月間使用電力量(kW)

なお、学校が支払う月額料金には、消費税及び地方消費税を含みます。また、設置事業者が支払う光熱水費に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

**3 遵守事項**

「募集要項3(4)の遵守事項」は、次のとおりとします。

(1) 身分証の携行・表示について

設置事業者は、学校内に出入りする従業員に対し、身分証を携行・表示させるものとします。

(2) 学校敷地内の禁煙について

学校敷地内は、終日全面禁煙としています。従業員に徹底してください。

(3) 販売物品類の搬入・搬出等について

販売物品類の搬入・搬出等については、学校の指示に従ってください。

(4) 自動販売機設置方法等について

自動販売機は、設置場所に、指定した設置面積を超えないものを設置してください。また、日本工業規格自動販売機据付基準(JIS B 8562-1996)、自動販売機据付基準(2008年策定版)及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、原則として床面へのアンカーボルト固定を行うものとします。設置を行う際は、事前に固定方法及び使用する固定金具(アンカーボルトを含む。)について学校の承認を受けてください。

(5) 販売品目及び販売金額について

ア 酒類・タバコの販売は厳に行わないこと。

イ 販売金額(消費税額込み)は、標準価格を大幅に上回る価格で販売しないこと。

ウ 販売する商品は、ペットボトル・缶・紙パック（いずれも密閉式に限る）とし、スポーツドリンク、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、乳酸飲料類、ジュース類を含むこと。

エ 設置事業者は、許可を受けた自動販売機の設置期間中において販売品目を変更する場合、事前に申し出を行い、学校と協議したうえで変更すること。

(6) 自動販売機維持管理責任について

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意し、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、リース等の契約により、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとします。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを学校に提出しなければなりません。

イ 原則として自動販売機に併設して、販売する飲料の使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・処分及びリサイクルをすること。

なお、回収ボックスの設置にあたっては、使用許可された区域以外に設置した場合にあっては、その面積は使用許可面積に算入しないものとします。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(7) 売り上げ実績等の報告について

設置事業者は、許可を受けた自動販売機の設置期間中における、収支実績（仕入れ値・人件費・光熱水費（電気）・税・売上額・その他等）を、毎年度末に学校へ報告するものとします。

## 4 参考データ

(1) 勤務する教職員数等

令和7年1月29日現在	
区分	人数
教職員	7人
生徒	49人

(2) 令和5年1月～12月の自動販売機の売上等の状況

設置場所	種類	令和5年1月～令和5年12月	
		売上数	売上額
大阪府立豊中高等学校能勢分校農場 実習棟1階収納調整室 北側(1台)屋外	飲料	702本	94,930円

飲料自動販売機1台の売り上げ。

5 その他

この仕様書に定めるもののほか、使用に関して調整が必要な事項が生じた場合は、学校と協議しなければならないものとします。